

昭和拾貳年參月廿四日

日本銀行國債局

貯金局

御中

法 367

(共13號)

關東遞信官署遞信局管下郵便局取扱ニ係ル國債募集、賣出及元利金支拂ハ
 從來貴局ニ於ケル當行振替貯金口座ヲ以テ處理致居候處今般大連貯貯金管
 理所ニ振替貯金口座ヲ新設シ來ル四月一日ヨリ同口座ニ由リ處理致スコト
 ト相成候間此段及御通知候也

貯業第七五〇號

昭和十二年三月十九日立案

同 二十日發送

業 法

課長 係長

同 同
振 集 資 總

電報回答

貯 金 金

關東遞信官署遞信局宛

一九二六年三月三〇シキ、スキ

譯 十九日貴局發第六一三〇號ノ答、差支ナシ

(共13號)

五四

ムラ タイレン 六一三〇

チヨキン

トウカンナイトリアツカイコクキイガ
ンリキンノフリカエチヨキンコウ
ザ ウケハライハタイレンニチギ
ンコウザ ヲカイセツシ四ツキ一ヒ
ヨリソノウケハライヲナスコトニイ
タシタシキキヨクシセウノウムシ
ツカントウテイシン

譯 當管内取扱國債元利金ノ振替貯金口座受拂ハ大連ニ日銀口座ヲ開設シ
四月一日ヨリ其ノ受拂ヲ爲スコトニ致度費局支障ノ有無至急回報アレ

關東遞信

(共13號)